

行 経 第 52 号
令和6年11月22日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況 (教育委員会所管分を含む。)

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況				
			区分	R 4年3月2日 通知 (件数)	R 5年3月20日 通知 (件数) ※ () は累計数	R 6年3月19日 通知 (件数) ※ () は累計数	R 6年11月22日 通知 (件数) ※ () は累計数
R 2年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37件	措置済み	14	17 (31)	1 (32)	— (32)
			措置を要しない理由のあるもの	3	— (3)	— (3)	— (3)
			対応中	20	3	2	2
		意見 24件	措置済み	4	3 (7)	1 (8)	1 (9)
			措置を要しない理由のあるもの	2	— (2)	— (2)	— (2)
			対応中	18	15	14	13
R 3年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28件	措置済み	/	16	6 (22)	1 (23)
			措置を要しない理由のあるもの		1	— (1)	— (1)
			対応中		11	5	4
		意見 25件	措置済み		9	5 (14)	2 (16)
			措置を要しない理由のあるもの		1	— (1)	— (1)
			対応中		15	10	8

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況				
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知（件数）	R 5 年 3 月 20 日 通知（件数） ※（）は累計数	R 6 年 3 月 19 日 通知（件数） ※（）は累計数	R 6 年 11 月 22 日 通知（件数） ※（）は累計数
R 4 年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16 件	措置済み	/	/	5	6（11）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—
			対応中			11	5
		意見 26 件	措置済み			2	8（10）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—
			対応中			24	16
R 5 年度	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 6 件	措置済み	/	/	/	3
			措置を要しない理由のあるもの				—
			対応中				3
		意見 10 件	措置済み				3
			措置を要しない理由のあるもの				1
			対応中				6

対応状況については、1 件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	高齢福祉課	
報告書ページ	40	区分別 の番号	指摘事項	2
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>老人デイサービスセンターあかつかは、市が設置し、指定管理者として社協に運営を委託している事業であり、委託費は利用料金制となっている。直近の経常増減差額は、赤字となっており、当該施設の運営は、社協の負担となっている。老人デイサービスは、民間でも実施している事業であり、社協が、施設設置コストを負担しない中で赤字を出しながら継続していく必要性は高くないものとも考えられる。設置主体は市であることから、市と協議し、老人デイサービスセンターあかつかのあり方の検討を行うべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>老人デイサービス事業については、市内の民間事業所によるサービス供給体制が充実していることなどを踏まえ、今後は民間に委ねることが妥当と判断した。このため、老人デイサービスセンターあかつかは令和6年度末をもって廃止する方針を令和6年6月に決定した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		高齢福祉課			
報告書ページ	41	区分別 の番号	指摘事項				
			意見	3			
指摘事項等 の内容	(ロ) 開江老人ホームの活用について 開江老人ホームは定員110名の養護老人ホームであり、直近3年間の月別延べ利用者数は以下の通りとなっている。 (平成30年度) (単位 名, 日)						
	措置者			短期入所			
		延人数	開所日数	1日平均	延人数	開所日数	1日平均
	4月	2,417	30	80.6	18	30	0.6
	5月	2,475	31	79.8	24	31	0.8
	6月	2,374	30	79.1	10	30	0.3
	7月	2,387	31	77.0	20	31	0.6
	8月	2,256	31	76.0	0	31	0
	9月	2,285	30	76.2	0	30	0
	10月	2,365	31	76.3	79	31	2.5
	11月	2,284	30	76.1	139	30	4.6
	12月	2,329	31	75.1	128	31	4.1
	1月	2,240	31	72.3	69	31	2.2
	2月	1,979	28	70.7	32	28	1.1
	3月	2,130	31	68.7	93	31	3.0
	合計	27,621	365	75.7	612	365	1.7
	(令和1年度) (単位 名, 日)						
	措置者			短期入所			
		延人数	開所日数	1日平均	延人数	開所日数	1日平均
	4月	2,092	30	69.7	85	30	2.8
5月	2,201	31	71.0	36	31	1.2	
6月	2,119	30	70.6	43	30	1.4	
7月	2,160	31	69.7	21	31	0.7	
8月	2,100	31	67.7	15	31	0.5	

9月	2,065	30	68.8	23	30	0.8
10月	2,013	31	64.9	74	31	2.4
11月	1,933	30	64.4	32	30	1.1
12月	1,950	31	62.9	64	31	2.1
1月	1,937	31	62.5	72	31	2.3
2月	1,805	29	62.2	98	29	3.4
3月	1,863	31	60.1	87	31	2.8
合計	24,238	366	66.2	650	366	1.8

(令和2年度)

(単位 名, 日)

	措置者			短期入所		
	延人数	開所日数	1日平均	延人数	開所日数	1日平均
4月	1,770	30	59.0	61	30	2.0
5月	1,865	31	60.2	4	31	0.1
6月	1,728	30	57.6	4	30	0.1
7月	1,736	31	56.0	13	31	0.4
8月	1,689	31	54.5	12	31	0.4
9月	1,567	30	52.2	52	30	1.7
10月	1,596	31	51.5	40	31	1.3
11月	1,551	30	51.7	30	30	1.0
12月	1,612	31	52.0	1	31	0.03
1月	1,608	31	51.9	64	31	2.1
2月	1,513	28	54.0	72	28	2.6
3月	1,676	31	54.1	18	31	0.6
合計	19,911	365	54.6	371	365	1.0

平成30年度は定員に対する入所者の割合が70%であったものの、令和1年度は61%、令和2年度は55%とその率は下がっており、未活用の空き室が増加している。

当該施設は、養護老人ホームとして、措置入所のために設置されているものであり、措置実施機関である市が措置を行わない限り、入所者を募集しうるものではない。

一方、厚生労働省は、「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な促進について」(令和元年7月2日老高発0702第1号)において、定員に対して20%の範囲内であれば、「住宅確保配慮者に対

	<p>する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 24 号)により、住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進する観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなったほか、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号)によって掲げている地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されていることから、契約により入所が可能であることを明記している。</p> <p>施設の利用状況を勘案し、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームを含めた広域的な施設の活用などを行った上で、施設を有効活用する観点から、契約入所による活用も検討していくべきである。</p>
<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>水戸市においては、市内各圏域に設置した高齢者支援センター及びケアマネージャー、民生委員等の関係者からの入所相談に対して迅速に対応し、入所判定委員会もほぼ毎月行うなど、これまで積極的に措置を行っている。</p> <p>しかしながら、介護保険サービスやサービス付き高齢者住宅などが充実し、養護老人ホームへの入所以外の選択肢が増えた結果、入所措置すべき者が減少しているのが現状である。</p> <p>この状況は、他自治体においても顕著で、水戸市以外の自治体からの措置入所が減少していることも、入所者減少の要因となっている。</p> <p>また、開江老人ホームは、老朽化が進んでいることから、民間事業者による新たな養護老人ホームの整備を促し、開江老人ホームは令和 8 年度末に廃止する方針を、令和 6 年 3 月に決定した。</p> <p>なお、新たな養護老人ホームの入所定員は、これまでの入所者数を考慮して 60 人とした。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		産業経済部観光課												
報告書ページ	56	区分別 の番号	指摘事項 意見	9												
指摘事項等 の内容	<p>(へ) 退職給付引当金の計算を適正に実施すべきこと</p> <p>退職給付引当金の計算について、期末要支給額ではなく、将来の退職時の給与を見積もり、その額に将来の定年退職時の支給率を乗じて得た額から水戸商工会議所の特定退職金共済制度の金額を差し引いて計算していた。退職給付に関する会計基準において認められる算定方法ではない。</p> <p>さらに令和2年度末において、退職給付引当金の算定対象者4名の全員が水戸商工会議所の特定退職金共済制度（特退共）における積立額が期末要支給額を上回っていた。特定退職金共済制度に対する掛金は「外郭団体の退職手当について（通知）」（平成16年10月21日）において定めた月3万円の上限額を毎月支払っているが、退職手当額のシミュレーションを実施したところ、職員の勤続年数の少ない時点から月3万円の掛け金の支払いを行うことは過大な掛け金の支払いとなる。</p>															
	<table border="1" data-bbox="467 1265 1367 1350"> <thead> <tr> <th>退職時の勤続年数</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> <th>38年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職手当額（千円）</td> <td>892</td> <td>4,376</td> <td>9,864</td> <td>11,949</td> <td>16,253</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="467 1361 1367 1904"> <p style="text-align: center;">退職手当額および特退共掛金別推移</p> </div>					退職時の勤続年数	10年	20年	30年	35年	38年	退職手当額（千円）	892	4,376	9,864	11,949
退職時の勤続年数	10年	20年	30年	35年	38年											
退職手当額（千円）	892	4,376	9,864	11,949	16,253											

	<div data-bbox="470 286 1380 537" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>シミュレーション条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22歳で入社し、入社時の給与は171,700円、定年退職時（38年目）の給与は380,000円。 ・ 給与については定年まで毎年同額昇給していく。 ・ 入社後37年目までの退職手当額は自己都合退職による算定、38年目は定年退職による算定。 </div> <p>以上のことから令和2年度末の貸借対照表において退職給付引当金は500,000円計上されているが、本来の退職手当の支給額の算定方法等による、あるべき退職給付引当金の金額としては0円であり、500,000円が過大に退職給付引当金として計上されている。</p> <p>法人の適切な財政状態を表すため、適正な水準の掛金支払額とし、適正な算定方法により退職給付引当金を計上すべきである。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>退職給付引当金の計算に関する指摘事項については、協会の正副会長会議で報告させ、役員との情報共有を行ったほか、他の外郭団体の現状調査や、協会としての最適な退職給付引当金のあり方、過大な掛け金の支払いに対する対応策について市人事課との相談、調整を指示した。</p> <p>また、人事課からは、指摘事項の是正に必要な指導監督を行うよう、令和4年8月10日付け「外郭団体の退職手当に関する基準の適用の推進等について」の通知があり、当該通知とあわせ、退職手当額のシミュレーションも踏まえつつ、協会としての最適な方策の検討、対応を指示した。</p> <p>協会においては、上記指示を受け、外郭団体の退職手当に関する基準や退職給付に関する会計基準の通知に基づき、速やかに毎月3万円を積み立てている現状を見直したほか、退職給付引当金の算定対象者ごとに退職手当額のシミュレーションを行った。</p> <p>令和5年度においては、当該シミュレーションに基づき、勤続年数等による適正な水準の掛金支払額を算定し、特定退職金共済制度において、適切に積立てを行うとともに、過大に計上していた退職給付引当金を是正した。</p>